

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 7月17日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 7月17日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	喜々津 英 世	副委員長	金子 恵
委員	安 部 都	委員	西岡 克之
委員	岩 永 政 則	委員	河野 龍二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議事課長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 町制50周年記念事業について
- (3) その他

開 会 9時30分

閉 会 11時56分

## ○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。なお今日は、議長、副議長がそれぞれ所用のため欠席ということで聞いておりますので、本来の議会運営委員だけで協議を進めていきたいと思っております。

まず、事件番号1で町制施行50周年記念事業についてとしておりますけれども、皆さんのお手元に施行規程と、それから倫理条例の逐条解説、これを差し上げておるかと思っております。これは前回、修正したところの再確認ということでやっております。まず施行規程のちょうど中程に、第3条3項の1番末尾に「通知する」という、「する」のところにアンダーラインがあると思っております。これは「通知するものとする」ということではないのかということで、富永課長に言っておりましたけれども、このまま「通知する」ということで良いということだろうと思っております。それと、次の様式第1号の裏面、この様式第1号の表の下に記入上の注意事項ということで1番から4番までしてございましたけれども、これが印刷の都合で、次の2号様式の上の方に1号部分の3番4番が被さっておりますので、あとで修正をしたいというふうに思っております。それから1番末尾、ここで、新しい様式で様式第7号、第6条関係ですけれども、補佐人を同席させるということで補佐人届という様式に改めております。この文章をちょっと読んでみますと、何年何月何日開催の説明会に下記保佐人を同席させますので、長与町議会議員政治倫理条例施行規程第6条第3項の規定により提出しますということで、補佐人届ですけれども同席させますということを、もうここに書きましたので、これで決定をしたいと思っております。それともう1点、逐条解説の3枚目の第7条の解説文のところの1番下です。第4項、必要に応じて対象議員及び関係者に資料の云々ということで、本文と同じように文章を改めるということで決定をしていただいておりますので、その部分を修正を加えております。それからその下の方で、第9条の解説文の中の1番最後第4項は「議長は、弁明の申立てがあったときは」ということで、「弁明申立て」から「の」を入れております。それと次のページ、これは上の方の解説文の「第1項は、対象議員は、政治倫理基準等に違反していると認定されたときは」ということで、「と」が抜けておりましたので、この部分も修正をしております。以上が前回の議会運営委員会の変更を決定しておいた部分でありますので、こういうことで最終決定をさせていただきたいと。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、異議なしと認めます。ありがとうございます。

続いて、記念事業の件に入りますけれども、事務局で資料を2枚用意してありますので、まずこのことについて説明を求めたいと思っております。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

## ○委員長（喜々津英世委員）

では休憩を閉じて委員会を再開します。ここに大阪、吹田市議会の議場コンサートになるかと思いますが、平成29年12月22日に中学校の演奏会を開いたということと、次のページがこれは愛知県ですかね、古河市議会で議場コンサートをしてその開催要綱という、この2枚が50周年記念の資料として準備していただいておりますけれども、暫時休憩して議論を進めたいと思います。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。現段階で、この資料だけでどうこうということは判断できませんので、今ちょっと副委員長と話をしたんですが、中学校とおおよそこういう計画をしとるんだけど、これをするに当たっていろいろ障害になる点とか要望とか、あるいは楽器の輸送とかについて事前にお伺いに来ましたということで行ってくださいということで、今お願いをしたんです。これは、もしOKということであれば、OKというよりも出来るぞということであれば、具体的にコンセプトとかいろんな古河市議会みたいに要綱を作ったりとかする必要がありますので、事前にそういった手続きをしていきたいというふうに思っております。岩永委員が今、来られましたけれども、金子副委員長に事前に中学校と折衝して、もしこういうことをやるとしたときに、何か障害となるものがないか、いろんな要望がないか、そういったことについて事前にレクチャーをしてくださいと言っておりますので、とりあえず金子副委員長に任せたいと思います。よろしいですか。

西岡委員。

**○委員（西岡克之委員）**

この間の中では、議長から講演という話も出てたと思うんですけども、そちらの方はどういう形になったのでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

まだ講演とか議会誌、こういったものもあっておりますので、それはちょっと事務局が聞いておるようですから、あとに回したいと思います。

岩永委員、さっき何か言いかけて。

**○委員（岩永政則委員）**

今、山口地域安全課長がコミュニティの事務局長をしとるんですね。それでお金が云々と出たもんだから、今電話を入れたらおらんですよ。上長与の総会するとき、文化の関係で中学校を毎回呼ぶんですね。トラックで全部持ち込むんですよ。それはもう40人ぐらい来ますもんね。だからお金は、そこで大体謝礼はどのくらいやりよるかというのは分かるのでね。長与中を呼んだり、第二中を呼んだり、そんな形でしてますので、その辺りちょっと聞きあわせたらいいんじゃないでしょうか。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

じゃあコンサートの件はそういうことで、これじゃなかなか先に進みませんので、そ

ういう手続きを踏みたいと。それで、先程西岡委員が言われた議長の講演会の発案ですけども、若干事務局長が聞いておるといことですので、事務局長から説明をしていただきたいと思います。

谷本事務局長。

#### ○議会事務局長（谷本圭介君）

記念講演の件ですけども、先日ちょっと議長の方から御連絡がありまして、まずその記念講演を50周年記念事業として、するかしないかをまずは決めていただきたいと。仮にするとした場合には、どういった内容のコンセプトの講演をしていただくかというのが1つと、それともう1つは講演をしていただく先生の費用の面ですね。この2つがちょっと問題になるかということ、参考までに以前、議会議員研修ということで毎年行っておりますけれども、そういったのをちょっと調べましたら、講師の先生方には基本的に謝礼と言いますか報酬と言いますか、10万前後は当然御1人にお支払いをしてるということになります。それとは別に、例えば町の方でいろんな講演会、例えば町民の集いとかなんかでやってるんですけども、内容はもちろん議会と関係がないんですが、こういった方々の講演費用としましては、安い方で15万、高い方は80万とかいろいろ幅があるんですけど。議長が、もしその記念講演をするということであれば、毎年行ってます長与町の議員研修で若干費用があるかと思っておりますから、それを充ててもいいんじゃないかということはおっしゃられておりましたので、まずは記念講演をするかどうかを決めていただきたいと。そのあと、じゃあどういったコンセプトで、どういった方に声を掛けて打診してみるかということを検討してくださいということで、伝言を受けております。以上です。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

議長も特に具体的な計画は持ってないということでもありますけれども、まず案としてコンサート、講演会、あるいは議会誌、この辺が出とったわけですけども、この委員会の始まる前にもちょっと話したんですが、議会独自の研修会もしますよね。議会基本条例に基づいて、それを毎年実施をしておる。これとの関係等も出てくるし、わざわざ50周年記念と銘打ってやらなくてもできることはできるなど。ただ、議場で例えば笑いをとるような講演会、これをしてひんしゆくを買ったというのはどっかでちょっと記事で見たことあったんですが。議場をそういう場にしているのかとか。だから、いろいろ講演をするにしても非常に難しい部分もあるのかなというのは、例えば、きみまるさんやったかな、とにかくああいう人をけなして笑いを取るような、そういうのはふさわしくないというのがあったような、ちょっと読んだような気がしますので、そうかといって県の議長会でやっとな、ああいう時局講演会みたいなやつは、やっぱり馴染まないという人もおられることは間違いありませんので、非常に難しいなというふうな。これについては、今日は議長もおりませんので、今日するかせんかを決定をしてもらえればということじゃなくて、それもひっくるめて、次回どうするかということを決めればいい

んじゃないかな。いずれにしても、もう少しこう私もこの50周年記念の資料があるかなと思っただけですが、これ私がもう前もって温めておいた議会白書、北海道の福島、議会改革の進んだ所です。これが長野県の飯綱町、先週か、広報広聴が行った所、ここの白書ですけれども要するに、私は議会の50年誌というののあとに、このメンバーの今期で今までの改革をどういうことをしてきたかとか、現状の何と言いますかね、議会の視察に行く時か視察に来られた時、長与町議会の概要とか出すですたいね。あぁいったのをセットしてやっていけば、ずっと記録として残っていくので、そういうやり方もありかなと思ってちょっと調べてみたところが、膨大な量ですよ。ここまではきらんなというのがあって。ちょっと休憩をとりたいと思います。

(暫時休憩)

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。今、いろいろ問題提起等をしていただきましたけれども、議会誌につきましてはこの50年間の歩みということで、主な出来事、それからその期の議員の名簿、それと今期に入ってから議会改革関連の状況と、これについてまとめたところで、先程皆さんに見ていただきました。会津若松市議会の29年版の議会白書が25ページ程度でしたので、こういった方向で一応検討を重ねて、それについては議会事務局にもおおよその印刷屋とのスケジューリングとか、そういったものをひっくるめて経費がどの程度可能か、こういったものも事前に調査をしてもらいたい。そういうことで進めて、とりあえずいきたいと思っておりますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これについては先程言いましたように、次回の議運ではおおよそ例えば25ページの紙面の割り振りとか、こういったものは提案できるようにちょっとしてみたいと思います。ただいつするか、次いつするかが問題ですけれども、そういうふうにしたいと思います。それでは、この50周年記念事業の件はこれで終わりたいと思います。場内の時計で10時55分まで休憩をいたします。

(休憩 10時43分～10時54分)

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。先程これで決定と言っておりました逐条解説をちょっとお聞きいただきたいと思えます。この1番末尾、4ページの上の方の解説がありますよね、第10条の解説。第1項は「対象議員は、政治倫理基準等に違反していると認定されたときは、自ら責任を明らかにしなければならないと定めています。」というふうにしていますが、これは「自らの」ということで「の」が抜けるということを、岩永委員から指摘を先程いただきました。これ理由を確認したいと思えます。その前のページを開いていただきたいと思えます。そこで、第10条の第1項での2段目ですね。

「通知があったときは、自らの責任を明らかにしなければならない。」と定めてしま

すので、これは1番末尾の解説文のところも「自らの責任を明らかにしなければならぬ」と定めています」ということですので、「の」を挿入をしていただきたいと思います。よろしいですか。じゃあそういうことで決定をしたいと思います。

次に、前回、答弁書の事前配布の件については説明をしておりました。あの内容で全員協議会に提案をしていくということにしておりましたが、議長にこの件でこういうふうに議運として決まりましたのでという報告書を出して、議長から全員協議会に諮ってもらおうという手続きを踏まばいかんということのようですので、そういう手続きを踏まさせていただきますと思います。それともう1点は、これについては、もう一般質問に係る答弁書の事前配布に関する要綱とか、そういうものは作らなくて、あとは議長にお願いをして、執行側とのすり合わせをすればもういいんじゃないかなと。よそを見てもそういう要綱とかまで作った所はないわけです。この前資料にも書いとりましたように北海道の芽室町議会は、もう議会基本条例の中で、はっきりこれを町長等から提出される答弁書を元に討議の充実を図りますということで、基本条例の中に入っておると、そういった所は何か所かありましたがけれども、要綱まで作ってというのはネットで探しても無かったように思いますので、そこまではもう必要ないかなと思うんですが、そういう手続きを踏まさせていただきますということでよろしいですか。じゃあそのようにさせていただきますと思います。

次に議会運営委員会の行政視察の件で1枚、書類は日程関係までひっくるめて3、4枚ありますけれども、議会運営委員会の行政視察ということで町田市議会と嵐山町議会、それから南足柄市議会、この3つと視察テーマということでそれぞれ書いてあります。この視察テーマについては、町田市議会の場合は住民参加の具体的な取組について、議会のICT化の状況について、議員間討議の手法ということで書いております。これについては、もう事務局の方から一応連絡はしてくれていると思うんですが、あと、それぞれ住民参加の取組についてのところで、例えば情報共有及び住民参加の具体的な活動について、あるいは請願及び陳情の取り扱いについてとか、こういったものについて具体的に聞いていったらどうかなあと。この具体的な質問の項目、これを今日はある程度すり合わせをしておきたいと思います。で、埼玉県の嵐山町議会というのは、ここはテーマとしては議会活動と住民参加という、ここが住民参加ということですから、議会のモニター制度の導入と効果について、請願及び陳情の取り扱いについて、その他、住民参加の活動についてということで3つぐらいにまとめています。それから一般質問の活性化対策についてということで、ここは答弁書の要求に係る執行側との協議についてということ、こういうことも尋ねてみたい。それから、答弁書の事前配付と効果について。ここは事前配布の問題でちょっと書いておりましたように一般質問の通告をするときに、答弁書の事前配付は不要ですと書いておれば、それは執行側が議員の分は配付をしないというやり方をしておったので、そこら辺について併せて尋ねたらどうなのかなあと。それから、3項目目が議会基本条例政治倫理条例の運用と検証、条例の検証、見直し、

ここら辺についてと、機能強化に係る取組についてということでしたらどうかなあと。それから、神奈川県南足柄市議会は単純に議会改革についてということで。あそこは予算特別委員会、決算特別委員会というのを特別委員会方式でやっております。それと、連合審査会も29年度にやっておるといのは議会だより辺りに載っておりましたので、そこら辺をちょっと勉強したらどうかなと。それから議員報酬等の特例に関する条例制定についてということで、これはどういうことかと言えば、議員としての職責を例えばもう長期間議会に出てこんどか、そういう議員に対しては報酬を減額をするとか、そういったところの条例を作っておったのがこの前出ておりましたので、そういったものについて具体的に制定の理由とかそういったもの、具体的に尋ねたらどうなのかなと。うちも長与も岩永委員と西岡委員と私が入ったときには長期間欠席をした議員もおられましたよね。女性の議員が。そういったときに報酬泥棒やつかと、いろんなあれも言われておった経過もありますけれども、今すぐどうこうじゃなくても、こういった条例を定めるということに至った事由等もやっぱり検討をしておく必要もあるかもしれんなど。ここは正副議長が2年に1回ずつ交代という制度をやっておりますけども任期内辞任についての導入の経過、是非こういったものについても勉強したらどうかな。それから、議会のICT化についてはタブレット端末の導入の成果と課題、こういったもの、どうなのかなと。それぞれ考え方をまとめて次は提出するというふうにしておりましたので、これに皆さん方の御意見で修正をしたり、追加をしたりして視察のテーマをある程度絞り込んで、それぞれ受け入れ先の議会に事務局に送達をせんばいかんということです。今から少し議論を深めていきたいと思っております。あと事務局の方でそれぞれ、また変更等も入っておりますので、この変更の問題については、この問題が終わってからいきたいと思います。暫時休憩をして議論を深めたいと思います。

(暫時休憩)

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。この行政視察のテーマについては、これで一応相手方に送るといって決定をしていただきたいと思っております。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。次に行政視察の日程等について若干変更があるということになりますので、事務局長から説明を申し上げます。

#### ○議会事務局長（谷本圭介君）

行政視察の行程について一部変更見直しを行いましたので、お手元の資料を見ていただきたいと思っております。変更があったのは1日目と3日目になります。1日目、当初は羽田空港でちょっと早目の昼食ということで予定をしておりましたけれども、まず南足柄市役所の近くの伊豆箱根鉄道の大雄山駅という所に着いて、そこでお昼を取ろうということで変更いたしております。そして品川駅から小田原駅まで、当初はこだまを予定しておりましたけれども、時間的に特別快速に変更させていただきます。3日目ですが、



品川駅から一旦新横浜駅まで新幹線を利用して町田に行こうと考えておりましたが、品川駅から東神奈川駅、それから町田駅というふうに在来線に変更を考えております。その日の帰りは、同じく町田駅から東神奈川駅、そこから今度は京浜急行の仲木戸駅という所から羽田空港へ行く予定をしておりましたけれども、町田駅から横浜駅、もうその時点で京浜急行に乗り換えて羽田空港の方に向かおうというふうに考えております。全体的に以前の資料よりかは若干時刻時間に変更されておりますので、御確認のほどよろしくお願ひしたいと思います。それで旅行会社の方には、基本的に航空券とホテルということで手配をいたしておりますので、中に電車等の運賃が書いてありますので、こういったものの費用を事前にICカードの方に入れておいていただくと、移動がスムーズにいくかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今、行程変更の理由等について説明を申し上げました。何かありましたらどうぞ。  
金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

8月3日の町田市議会のあとの分ですけれども、先日局長にもちょっと言っていたんですけども、安部さん次第にはなるんですが前回、町田市議会から羽田に向かう時に町田駅のほんと道向かいにバスターミナルがあるんですね。そこからリムジンバスで直行で羽田空港に行ったという経緯があったんですけれども、であると多分1時間ぐらいで着くので、後ろを考えるとどっちにしろ羽田に着く時間がかかなり早くなってしまうので、それもどうかとは思いますが、1回安部さんにバスに乗ってもらった時と下りる時とちょっと大変かもしれないんですけど、乗換えを考えたり、この29分間を待つのを考えると、バスでもいいんじゃないかなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

暫時休憩します。  
(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

この行政視察の行程表の変更については、先程事務局長から説明をしていただきました。最終的にこれで決定をしたいと思っております。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

宿泊は品川駅周辺で、ほぼ品川プリンスホテルに決まりそうだということです。これで決定をさせていただきたいと思っております。それともう1枚、取り急ぎペーパーを準備しておりましたのは、この横書きの2枚物、両面刷りの2枚物です。議会タブレット端末活用導入提案書ということで、これは副委員長の方に、今までの長与町議会のタブレット導入に関する視察研修等を踏まえたところで、具体的に進めるための提案書を作って

みてくれということをお願いをしておりました。ある程度まとまっておるということですので、今から副委員長の方から説明をさせていただきたいと思います。なお1ページ2ページについては今までやってきた経過ですので、これは省略をして次のページから説明をさせていただきたいと思います。

金子副委員長。

#### ○委員（金子恵委員）

資料の2枚目、ページ数は打っておりませんが3ページ目、こちらの方の説明をさせていただきます。目的というところで、この目的に関しては今まで視察、研修の内容の主なもの羅列しているようなものなので、こちらの方もちょっと省かせていただきます。それで導入に当たって、この議会運営委員会で検討すべき項目ということで、検討事項、そして検討時期、頭に項目とありますけれども、この3つの欄で表を作ってみました。導入スケジュール、これは試行時期、完全移行時期という部分で、ある程度の目途というのを立てておくことが必要かと思います。タブレット端末の使用に関するということ、タブレット端末もいろいろ種類がありますし、今まで何か所も視察研修に行った所でiPadですとかアンドロイド系、そういうものがありますので、こちらの方のまず検討から始まり、そして中に入れ込むアプリケーションの種類、こちらがSidebooksかmoreNOTE、こちらの2種類がほぼ各議会では使われているアプリになっております。あとはデータ通信の方法ですけれどもLTE、これは皆さんがお持ちのスマートフォン、携帯の通信の種類です。それとあと、ちょっとこちらの方は費用が掛かるかもしれないけど、無線LANということでWi-Fi環境をこの庁舎の4階のみを無線LAN化するのかということ、こちらの検討も必要かというふうに思います。ただWi-Fiにすることでのメリットというのものもある程度あるので、そちらは金額的なものとの両方考えていかなければいけないのかなというふうに考えてます。あと、それがある程度進みましたら、端末の活用方法範囲というのを決めていかなければなりません。運用方法ですとか活用方法、その及び範囲、そういうものを作ります。次に研修計画ですけれども、この研修というのはどこかに行ってどうのじゃなくて、一度タブレットの研修をしましたけれども、導入した機器に特化した操作研修を実施するということです。こちらの方は運用後も一気にできるということでもないんでしょうから、この研修を1回か2回実施している所が多いようですので、そちらの方も盛り込んでみました。このタブレットを導入するに当たって利用者マニュアル、規則の制定をしなければいけないというふうに思いますので、そちらの方の作成と各法令、これは長与町の個人情報保護条例ですとかそういうものがありますので、その整合性のチェックというのも行っていくべきであろうと考えております。平成31年度に導入する場合の実施目安ということで、これはきゅうきゅうに感じるかもしれませんが、長い所は2年ぐらいかけて導入をしているというふうな議会もありますけれども、早い所では半年で導入に至っているケースもあります。それで、どのように進めていくかでそこは変わってくる所

だと思えますけれども、以下、実施項目等タブレットの端末の契約手続から初期設定、そして利用者研修の実施、定例会での試行、そして、閉会中の常任委員会、特別委員会での試行。で、最終的にペーパーレスによる定例会での本格実施ということで、この最終の本格実施に至るまでは紙資料との併用ということで長くやっってる所があるようです。完全にペーパーレス化というのはちょっと記入をされる議員もおられるというところで、そこまでの実施に至っているところは逆に少ないのかなというところで、こちらの検討も必要かと思えます。今、検討事項と実施項目というところで簡単に説明はしましたけれども、この検討時期というのを全て空けております。こちらはこの検討に入った時点で、ある程度目安を立てながらいついつまでに導入スケジュール、いついつまでにということで埋めていっていただいて、最終的に導入の提案者として、全員協議会にお諮りをしていただければというふうに思っております。以上です。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

これについては25年11月8日から、それぞれ議会運営委員会とか、あるいは議員全体で全員協議会として研修したりとか、ずっと続けてきておりました。そして、タブレットの議場持ち込み、委員会室への持ち込み、これも既に決定をして1年以上経過をしたわけですけれども、そろそろやっぱりタブレット導入と、もう具体的に、調査じゃなくてももう検討していく時期に入っておるといふふうに判断をしました。今回8月1日から3日間の中で、議会のICT化あるいはタブレット、こちら辺についてもまた研修しますけれども、そういったものを踏まえて、やっぱりもうやろうと決めてから、早い所は1年以内に何か月かで導入という所があります。ただこれは先立つものも必要ですけれども、タブレット端末導入だけはそんなに掛かからんということもありますので、今度はこれをたたき台にして具体的に、また行政調査終わってから8月の1、2、3のそれが終わった後、具体的にこれを動かしていきたいというふうに考えております。そういうことで進めたいと思えます。よろしいですか。それではこれをたたき台にして、また今後当然これは議会事務局一緒になって協議を進めていかなければなりませんので、そういうことで皆さんの御了解をとっておきたいと思えます。ほかにこの件で何かありましたら。ないようでしたら本日のテーマは一応終わります。

次回、今度は皆さん方、次は少し時間をもらいたいなという気もします。行政調査が終わったあと。私も少しサンプルを作るのに時間を、この50年誌の問題、それからタブレットの問題、そういった問題を、8月7日9時半ということで決定をしたいと。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは次回、50周年記念の具体的にどういったものを作るかというのをある程度サンプルを作ったりしながら進めていきたいというふうに思っております。それと、このタブレット問題、あとちょっと議会改革関連で、今、議事課長とも申し合わせ事項、

ここら辺について少し見直しをせんばいかん部分がありますので、そこら辺も踏まえて、見直しをしたいというふうに思って、課長の方に提案する資料の作成をお願いしておりますので、時間があればそこら辺も少し入っていきたいというふうに思っております。

本日の議会運営委員会は、これで閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 11時56分)